明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

別措置法第四十一条第一項の規定の適用を受けた個人に対し平成三十二年十月一日以後に交付する新令第十五条の二第五項の規定により読み替えて適用される新租税特別措置法施行令第二十六条の三第三項に規定する証明書について適用し、同日前に交付した旧令第十五条の二第二項の規定により読み替えて適用される旧租税特別措置法施行令第二十六条の三第三項に規定する証明書及び居住日の属する年分（平成三十年以前の各年分に限る。）又はその翌年以後八年内のいずれかの年分の所得税につき新租税特別措置法第四十一条第一項の規定の適用を受けた個人に対し平成三十二年十月一日以後に交付する新令第十五条の二第五項の規定により読み替えて適用される新租税特別措置法施行令第二十六条の三第三項に規定する証明書については、なお従前の例による。

2　施行日から平成三十二年九月三十日までの間における新令第十五条の二第五項の規定の適用については、同項中「租税特別措置法施行令」とあるのは、「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百二号）附則第十四条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令」とする。

（法人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置）

第五条　新令第十八条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、法人（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第一号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新法第十八条第一項に規定する被災代替資産等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第十八条第一項に規定する被災代替資産等については、なお従前の例による。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第六条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項及び第十五条の二第二項の改正規定中「及び第十五条の二第二項」を削り、同改正規定の次に次のように加える。

第十五条の二第四項第二号中「及び第五項」を「、第四項及び第八項」に、「あるのは」を「あり、並びに同条第九項中「第四十一条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあるのは」に改め、同条第五項中「第二十六条の三第三項及び第四項」を「第二十六条の三第八項及び第九項」に、「同条第三項」を「同条第八項」に、「同条第四項」を「同条第九項」に改める。

附則第一項第三号中「及び第十五条の二第二項」を「の改正規定及び第十五条の二」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七号

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の施行に伴い、及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第一項第八号中「平成三十一年五月十四日」を「平成三十三年五月十四日」に改め、同条第七項第一号中「及び第八十七条」を「、第八十七条及び第八十九条」に改める。

第七十四条の二第八項第一号中「第二十二項第一号並びに第八十七条第五項第一号及び第九項第一号」を「以下この条、第八十七条及び第八十九条」に改める。

第八十九条第一項中「法第八十条第一項第一号の規定に基づく酒税の軽減に関する措置の変更（所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）第七条及び第十二条の規定の施行に起因するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）があつた際」を「平成三十二年十月一日に」に、「製造場又は」を「製造場及び」に、「同号」を「法第八十条第一項（第一号に係る部分に限る。）」に、「が当該変更があつた日」を「が同日」に、「その日の前日」を「同年九月三十日」に、「数量（」を「所持する酒類の数量（」に、「八百リットル」を「千八百リットル」に、「これを当該変更があつた日に」を「当該酒類を同年十月一日にその者の」に改め、同条第十二項中「前項」を「第二十項、第二十二項又は第二十四項」に、「同項」を「第二十項から第二十四項まで」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十一項中「第三項」を「第六項」に、「の提出を怠つた者は、二十万円以下」を「をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25　第二十項、第二十二項又は前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第八十九条第十項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同項の次に次の五項を加える。

19　第一項又は第四項の規定により課する酒税又は第四項の規定により控除する酒税に関する調査については、第一項又は第四項の規定の適用を受ける者の第一項又は第四項に規定する酒類を保管したと認められる者又は保管すると認められる者を国税通則法第七十四条の四第三項に規定する者とみなして、同項並びに同法第七十四条の七、第七十四条の八、第七十四条の十三、第百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の四第三項に係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を適用する。この場合において、同項中「酒類製造者等に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し酒類製造者等と取引があると認められる者」とあるのは、「沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）第八十九条第十九項（酒税の軽減を受けた酒類に係る手持品課税等）に規定する酒類を保管したと認められる者又は保管すると認められる者」とする。

20　偽りその他不正の行為によつて第十項の規定による還付を受け、又は受けようとした者は、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

21　前項の犯罪に係る還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

22　第六項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより酒税を免れた者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。